令和８年度

公 有 財 産 貸 付 実 施 要 領

（堺市総合防災センター売店設置運営）

【物件番号 1】美原区阿弥１２９番４
堺市総合防災センター
防災啓発施設１階の一部

【注意】
①物件の詳細は付表２の物件調書をご覧ください。
②現地説明会は実施しませんので入札参加希望者ご自身で現地の状況を確認してください。
なお、物件は現契約において貸付を行っていますので、立入りはできません。
③入札参加申込みの受付開始は１１月６日（金）です。

堺　　市

目　　次

公有財産貸付実施要領　　ページ

1　日程及び受付場所…… １～２
2　貸付物件…… ２
3　用途の指定及び制限…… ２～３
4　業務内容等…… ３
5　使用上の制限…… ３
6　貸付の期間…… ３
7　質疑応答…… ３
8　入札参加者の制限…… ３～４
9　入札参加申込み…… ４～５
10　入札必要書類等の交付…… ５～６
11　入札保証金…… ６
12　入札にあたって…… ６～７
13　入札…… ７～８
14　落札者の決定…… ８
15　情報公開…… ８
16　契約必要書類等の交付…… ８
17　原状回復の義務の承継…… ８～９
18　契約保証金…… ９
19　契約の締結…… ９
20　契約期間中の義務及び禁止事項…… ９～１０

公有財産賃貸借契約書（案）…… 付表１
物件調書…… 付表２
公有財産貸付（堺市総合防災センター売店設置運営）仕様書…… 付表３
質問票…… 付表４

公 有 財 産 貸 付 実 施 要 領（堺市総合防災センター売店設置運営）

一般競争入札による公有財産の貸付を下記の要領で実施しますので、入札参加希望者は、本実施要領の内容を熟読の上、手続きを行ってください。

1　日程及び受付場所

一般競争入札による公有財産の貸付の流れは、下表のとおりです。

項　目		期限、期間等
入札参加申込み		令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月２７日（金）まで（必着）
質疑応答	質問の受付	令和８年１１月１６日（月）まで
	回答	令和８年１１月２０日（金）
入札必要書類等の交付		令和８年１２月１１日（金）まで
入札保証金の納付		令和８年１２月２４日（木）まで
入札		令和８年１２月２４日（木）まで（必着）
開札・落札者の決定		令和８年１２月２５日（金）
契約必要書類等の送付（契約締結の手続き）		令和９年１月１５日（金）まで
契約必要書類等の提出（契約締結の手続き）		令和９年１月２９日（金）まで
貸付料の納付（初回）		令和９年４月３０日（金）まで
貸付の開始		令和９年５月１日（土）

※上記記載の日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日等を除きます。
※本市の事務手続きの都合により、日程を変更する場合があります。

日程に記載された書類等の受付は、下記の場所で行います。（以下「受付場所」とします。）

受付場所（郵送先）	郵便番号 587-0003　　堺市美原区阿弥 129 番地 4 堺市総合防災センター　防災啓発施設１階　事務所 受付時間　午前 9 時から正午、午後 0 時 45 分から午後 5 時 30 分
お問い合わせ先	電話番号（直通）072－363－2274 ファックス番号　072－363－2228 メールアドレス　shobouse@city.sakai.lg.jp

【入札参加申込み　令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月２７日（金）まで】
※入札参加申込みは、簡易書留等により郵送したものを受け付けます。
※入札参加申込みの受付は、令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月２７日（金）まで

に**必着**とします。
※上記受付場所において、持参による提出も可能としますが、受取りのみとし、その場で内容確認は一切行いません。

【入札　令和８年１２月２４日（木）まで】
※入札書類は、簡易書留等により郵送したものを受け付けます。
※入札書類の送付は、令和８年１２月２４日（木）までに**必着**とします。
ただし、入札申込受付期間の最終日である令和８年１２月２４日（木）に限り、上記受付場所において、持参による提出を受付します。入札書等、内容確認は一切行いませんので、必ず封印した状態で持参ください。

2　貸付物件

物件番号	所在地	貸付面積（㎡）	最低貸付料（月額）	入札保証金
1	堺市美原区阿弥 129 番 4 堺市総合防災センター 防災啓発施設１階の一部	１４．４８	４８，０００円（税抜き） ５２，８００円（税込み）	３２，０００円

(1)　この貸付は、消費税及び地方消費税の課税の対象です。
(2)　物件の概要及び注意事項は、付表２の物件調書を参照してください。物件調書は、調査内容を列挙した資料であり、あらゆる場合を想定しているものではありません。物件調書の記載内容と現状に差異がある場合は、現状を優先します。
(3)　物件は現契約において令和９年４月３０日（金）まで貸付を行っており、引き渡しは現賃借人による原状回復後の状態のものとなります。現賃借人に対する貸出当初の物件状況は、付表２の物件調書の写真をご覧ください。ただし、落札者（落札者が現賃借人である場合を除く。）が、物件の全部又は一部を現状のまま使用することを希望する場合は、現賃借人と現状回復義務の承継について協議した上で、本市の承認を得る必要があります。詳細は、本実施要領「17　原状回復の義務の承継」をご覧ください。
(4)　入札参加希望者は、必ず入札前にご自身で、現地状況等を確認してください。
(5)　賃借人は、賃貸借契約の締結後に、貸付けされた物件に関して契約の内容に適合しないこと（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものも含む。）を理由として、物件の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完請求、貸付料の減免請求、損害賠償請求及び契約の解除はできないものとします。ただし、賃借人が消費者契約法（平成 12 年 5 月 12 日法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者の場合、物件の引渡しから 2 年間は、この限りではありません。物件の現状確認をよく行ったうえで入札してください。

3　用途の指定及び制限
(1)　指定用途
売店
(2)　用途制限
次の用途に供することはできません。
ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

ウ　政治活動又は宗教活動の用途

エ　法令等の規制に違反する事業等の用途

オ　その他本市が適当でないと認める用途

4　業務内容等

付表３の公有財産貸付（堺市総合防災センター売店設置運営）仕様書を参照してください。

5　使用上の制限

当該物件上の建物の増築、若しくは改築をしてはならない。

6　貸付の期間

令和９年５月１日（土）から令和１０年４月３０日（日）までの１年とします。なお、貸付の期間には、原状回復に要する期間を含むものとします。

貸付期間満了後、引き続き物件を借り受けようとするときは、貸付期間満了の６か月前までに本市と協議してください。本市が貸付の再契約を行って支障がないと認めたときは、貸付の期間を１年とする再契約を本市と締結することができます。ただし、当初の貸付開始日から５年を超えることはできません。（最長令和１４年４月３０日まで。）

7　質疑応答

本件に関する質問を令和８年１１月１６日（月）まで受け付けますので、質問のある方は、付表４の質問票を使用又は参照し、郵送、ファックス、電子メールで送信してください。なお、ファックスを使用される場合は、送信後、到着の有無を電話で確認してください。

直接持参や書面以外の方法（電話、口頭等）はいかなる理由も受け付けません。

令和８年１１月２０日（金）にすべての回答内容のほか、修正があった事項についても本市のホームページに掲載します。なお、この回答又は修正をもって、本実施要領の補完、追加とします。

8　入札参加者の制限

入札参加者は、個人又は法人（地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する「地縁による団体」を含む。）とします。ただし、次に掲げる(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、参加することができません。

(1)　契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2)　法人税、所得税、消費税又は地方消費税の滞納がある者

(3)　本市が課税する市税の滞納がある者

※本市が課している市税には個人市民税（特別徴収を含む。）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税があります。なお、個人市民税（特別徴収を含む。）については、個人府民税と森林環境税を含みます。

※令和８年１１月２７日（金）以前に納期があるすべての市税を対象とします。

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年 8 月 31 日規則第 108 号）第 3 条各号に規定する暴力団密接関係者

(5)　本市入札事務に関して資格停止となっている者

9　入札参加申込み

入札参加希望者は、入札参加申込書その他必要書類に所定の事項を記入し、押印（実印）し、令和８年１１月２７日（金）までに、簡易書留等による郵送で受付場所に提出してください。受付場所において、持参による提出も可能としますが、受取りのみとし、その場で内容確認は一切行いません。

(1)　郵便事情、その他の理由により、令和８年１１月２７日（金）までに書類の到達がない場合、受け付けません。

(2)　提出された書類に軽微な不備があった場合、本市から入札参加申込書記載の連絡先に連絡しますが、申込期間内に必要とする書類（返信用封筒を除く）の提出がないときは、受け付けません。

(3)　返信用封筒のみ申込期間内に提出がなかった場合、本市からの連絡で提出いただきます。その際に定める期限までに提出がない場合は、参加申込みを受け付けません。

(4) 提出書類一覧

個人 ↓	法人 ↓	●印がついた書類が必要です。（個人：全 6 種類、法人：全 7 種類） 個人と法人とで異なりますので、ご注意ください。			
		提出書類			
		No.	書類名	提出部数	注意事項
●	●	①	入札参加申込書 【様式 1】	1 部	・日付は、入札参加申込み受付期間内の日を記入してください。
●	●	②	堺市税納付状況確認同意書 【様式 2】	1 部	・市外在住の方も必要です。 ・日付は、①入札参加申込書と同じ日を記入してください。
●		③	誓約書（個人用） 【様式 3】	1 部	・日付は、①入札参加申込書と同じ日を記入してください。
	●	④	誓約書（法人用） 【様式 4】	1 部	・日付は、①入札参加申込書と同じ日を記入してください。 ・住所欄には、役員等の住民登録地を記入してください。
●		⑤	印鑑登録証明書	1 部	・書類提出時点で発行後、3 か月以内の原本に限ります。 ・記載の内容が実際と異なっているときは、変更後のものを提出してください。
	●	⑥	登記事項証明書 履歴（現在）事項全部証明書	1 部	

	●	⑦	印鑑証明書	1部	
●		⑧	税務署発行の納税証明書 （その3の2）	1部	・書類提出時点で発行後、1か月以内の原本に限ります。
	●	⑨	税務署発行の納税証明書 （その3の3）	1部	
●	●	⑩	返信用封筒（角型2号）	1部	・返送先（【様式1】記載の入札参加申込書の住所（所在地）及び氏名（代表者の役職名及び氏名））を記入してください。 ・切手は不要です。

(5)　留意事項

ア　●がついている書類は全て提出が必要です。

イ　書き誤った場合、新しい用紙に記入するか、必ず実印により訂正印を押印してください。

ウ　落札後の賃貸借契約は、①入札参加申込書に記載された名義で行います。入札参加申込者が法人であって、⑥登記事項証明書に複数の代表者又は支配人が記載されているときは、本入札に係わる権限を有する者を入札参加申込者欄に記入してください。

エ　令和８年１１月２７日（金）以前に納期がある本市が課税する市税の納付状況を確認します。入札参加希望者は、納付漏れがないか、あらかじめ確認しておいてください。

オ　④誓約書（法人用）の住所欄に記入する役員等の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載されたところ）であり、勤務先の所在地等ではありません。

カ　③誓約書（個人用）又は④誓約書（法人用）の提出後（契約締結に至った場合は、貸付の期間中を含む。）、記入内容に変更が生じた場合は、当該誓約書を再度提出してください。

キ　納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ（https://www.nta.go.jp）から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。

「納税手続」⇒「納税証明書」⇒「Ｇ－１　納税証明書の交付請求手続」

ク　納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。（「その3」は不可。）なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、入札参加者の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。

ケ　提出された書類の返却は、行いません。

コ　入札参加申込者に関する情報及び申込者数等のお問い合わせについては、一切回答することができませんのでご了承ください。

(6)　提出された書類に記載された個人情報は、入札参加資格の審査のための警察当局への照会及び市税納付状況の確認、落札者決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。

10　入札必要書類等の交付

入札参加申込期間終了後、入札参加申込者全員について入札参加資格の審査を行います。審査の結果、入札参加資格を満たすと認められた者に対し、入札に必要な書類等を交付します。

交付書類	・入札参加資格確認結果通知書 ・入札書 ・入札書封筒 ・入札保証金払込書 ・請求書兼口座振替依頼書（入札保証金還付用） ・委任状
交付方法	令和８年１２月１１日（金）までに提出いただいた返信用封筒（入札参加申込み時に提出したもの）にて簡易書留により郵送します。 書類等が届かない場合は連絡ください。

※入札参加資格を満たさないと認められた者には、入札参加資格確認結果通知書により、その旨を通知します。

11　入札保証金

(1)　入札に参加するためには、本市が定めた額（本実施要領「2　貸付物件」の表に記載の額）の入札保証金の納付が必要です。

(2)　入札保証金は、本市が入札必要書類として交付する入札保証金払込書により、必ず令和９年１２月２４日(金)までに納付してください。納付場所は払込書裏面記載の金融機関です。

(3)　入札保証金の納付後、金融機関から返却された入札保証金払込書（領収印が押印されたもの）を A4 サイズでコピーしておいてください。

(4)　(3)の入札保証金払込書（領収印が押印されたもの）のコピーは、入札書を封入した封筒とともに令和８年１２月２４日（木）までに本市に到着するよう**郵送（必着）**してください。
ただし、入札受付期間の最終日である令和８年１２月２４日（木）に限り、上記受付場所において、持参による提出を受付します。

(5)　落札者が納付した入札保証金は契約保証金に充当します。

(6)　請求書兼口座振替依頼書は令和８年１２月２４日（木）までに本市に提出してください。

(7)　払い込まれた入札保証金は、落札しなかった方（入札を辞退した方を含む。）には開札の約 1 ヶ月後に請求書兼口座振替依頼書に記載された金融機関の口座へ振り込む方法で還付します。請求書兼口座振替依頼書の提出が期限に間に合わなかった場合や口座等に誤りがある場合は、通常より入札保証金の還付が遅れる可能性があります。

(8)　入札保証金には利息を付しません。

(9)　落札者が正当な理由なく期限までに賃貸借契約を締結しないときは、入札保証金は返還しません。（堺市契約規則（昭和 50 年 5 月 1 日規則第 27 号）第 16 条第 1 項）

12　入札にあたって

(1)　入札にあたっては、入札の公正・公平を害することのないよう、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)、堺市契約規則（昭和 50 年 5 月 1 日規則第 27 号）等関係法令を遵守してください。

(2)　入札の辞退があっても提出書類の返却は行いません。

(3)　不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

(4)　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア　入札書が本実施要領に定める方法以外の方法で提出されたとき。

イ　入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。ただし、軽微な不備はこの限りではない。
ウ　入札書に記名押印（実印）がないとき。
エ　入札金額を訂正したとき。
オ　一の入札に対して２通以上の入札書を提出したとき。
カ　入札書封筒の物件表記と入札書の物件が異なっていたとき。
キ　入札金額が最低貸付料（月４８,０００円（税抜き））に達しないとき。
ク　入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
ケ　入札の資格がない者が入札したとき。
コ　入札に関し不正な行為を行ったとき又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
サ　その他入札に関する条件に違反したとき。

13　入札

(1)　入札の方法

ア　入札は、①入札書を封入した封筒及び②入札保証金払込書（領収印が押印されたもの）のコピーを簡易書留等による郵送で、令和８年１２月２４日（木）までに受付場所に到着したものに限り受け付けます。

ただし、入札受付期間の最終日である令和８年１２月２４日（木）に限り、受付場所において、持参による提出を受け付けます。入札書等、内容確認は一切行いませんので、必ず封印した状態で持参ください。

イ　郵便事情、その他の理由により、令和８年１２月２４日（木）に入札書を封入した封筒が到達しなかった場合、入札は無効となりますので、ご注意ください。

ウ　入札書を封入した封筒の提出後は、入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

(2)　開札

開札日	令和８年１２月２５日（金）
開札時間	午後２時００分
開札場所	堺市美原区阿弥１２９番地４ 堺市総合防災センター　防災啓発施設２階　会議室２

(3)　開札への参加

ア　開札への参加は自由です。

イ　入札者が開札に参加する場合、必要な書類は、次の２種類です。

・入札参加資格確認結果通知書
・委任状（入札者以外の者が開札に参加する場合。ただし、入札参加申込書に記載された法人の担当者を除く。）

ウ　入札者（代理人を含む。）の会場への入室は、１者１名とします。

エ　入札者（代理人を含む。）以外は、会場へ立入りできません。また、時間に遅参した者は

入室できません。

オ　入室にあたっては、入札参加資格確認結果通知書を受付で提示してください。

カ　入札者以外の者が開札に参加される場合は、必ず入札者からの委任状を提出してください。ただし、入札参加申込書に記載された法人の担当者は除きます。

キ　本入札事務に関係のない本市職員を立会人として立ち会わせます。

ク　開札結果は入札者全員の商号又は名称（氏名）及び入札金額を発表します。

14　落札者の決定

(1)　入札（開札）の結果、本市が定める最低貸付料（月額）以上、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者に決定します。なお、落札者が開札に参加していないときは、開札の当日に通知します。

(2)　上記(1)の入札者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者又は当該入札者から入札に関する権限を委任された代理人（法人の担当者を含む。）によるくじ引きにより行います。この場合において、当該入札者のうち、開札場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない本市職員がくじを引きます。

(3)　入札（開札）結果については、入札者全員の商号又は名称（氏名）及び入札金額を入札後、本市のホームページにおいて速やかに公表するものとします。

15　情報公開

本入札及び貸付事務における透明性を確保するため、堺市情報公開条例（平成 14 年 12 月 25 日条例第 37 号）第 6 条第 1 項の規定により公開請求があった場合、原則として次に掲げる事項について公開するものとします。なお、これ以外の事項については、同条例の規定に基づき、適否を判断し、公開するものとします。

(1)　入札者の商号又は名称（氏名）及び入札金額

(2)　落札者の商号又は名称（氏名）及び落札金額

(3)　入札参加資格を有すると認められなかった者の商号又は名称（氏名）及びその理由

16　契約必要書類等の交付

(1)　落札者に対し、下記の項目に関する希望を確認させていただきます。

ア　原状回復義務の承継に関する希望の有無

イ　契約必要書類等の交付方法

(2)　後日、上記(1)の意向を踏まえた下記の契約必要書類等を交付します。

交付書類	・落札者決定に関する通知書 ・公有財産賃貸借契約書 2 部 ・契約保証金払込書

※入札保証金は契約保証金に充当しますので、入札保証金の金額を差し引いた額の「契約保証金払込書」を交付します。

17　原状回復の義務の承継

落札者（落札者が現賃借人の場合を除く。）は、物件の全部又は一部を現状のまま使用する

ことを希望するときは、現賃借人と協議し、現賃借人の原状回復の義務を承継することについて、本市の承認が必要です。本市の承認後、本市と落札者は公有財産貸付契約を締結します。本市の承認にあたり、落札者は現賃借人と締結した「原状回復の義務の承継に関する覚書」を令和９年１月８日（金）までにご提出ください。本覚書の様式は問いませんが、承継内容が分かるように記載してください。本市は協議を含む一切に関与しません。

18　契約保証金

(1)　契約保証金の額は貸付料（税込）の３か月分相当額で本市の指定した額とします。

(2)　契約保証金は本市が発行する契約保証金払込書により納付してください。なお、本払込書による納付額は、契約保証金額から入札保証金額を差し引いた額（入札保証金は契約保証金に充当します。）となります。

(3)　貸付の期間が満了したとき、本市が契約を解除したとき（物件を公用又は公共用に供する必要が生じた場合に限る。）は、賃借人が原状回復義務等本契約に定めるすべての義務を履行し本市に損害がないときには、賃借人の請求により契約保証金を賃借人に返還します。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他賃借人が本市に対して負担する債務が残存する場合には、契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還します。

(4)　契約保証金を(3)に掲げる債務の額に充当した場合において、なお本市に損害があるときは、本市は当該損害の額についてさらに損害賠償を請求することができます。

(5)　賃借人の責めに帰すべき理由により本市が契約を解除したとき又は中途解約をした場合は、契約保証金は本市に帰属し、返還しません。

(6)　契約保証金には利息を付しません。

19　契約の締結

(1)　落札者は令和９年１月２９日（金）までに賃貸借契約締結の手続きを行ってください。

(2)　落札者が上記(1)の期限までに賃貸借契約締結の手続きを行わない場合は、入札保証金は本市に帰属し返還しません。

20　契約期間中の義務及び禁止事項

(1)　貸付料の納付

ア　貸付料は、落札貸付料に消費税及び地方消費税相当額（円未満切捨て）を加算した額とします。なお、消費税及び地方消費税相当額は、貸付（契約）期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算定した額とします。
貸付料は支払回数を年２回とします。

イ　次に定めるとおり、本市の発行する納入通知書により納付してください。なお、納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日等の場合は、金融機関の前営業日を納付期限とします。
※初回の支払いは令和９年４月３０日（金）までとなります。

期　　間	支　払　金　額	納　付　期　限
５月～10 月	貸付料（月額）×6（月）	４月末
11 月～4 月	貸付料（月額）×6（月）	10 月末

(2)　賃借人は本公募要領及び公有財産賃貸借契約書に定める用途指定及び制限、使用上の条件及び制限に違反した場合は貸付料の 3 か月分相当等を違約金として、本市に支払わなければなりません。

(3)　賃借人が公有財産賃貸借契約書で定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

(4)　賃借人は付表２の物件調書及び付表３の公有財産貸付（堺市総合防災センター売店設置運営）仕様書に記載の内容を了承したうえ、物件を借り受けるものとします。

(5)　賃借人は、貸付財産を使用して行う事業に伴う一切の責任があります。貸付期間中は賃借人が物件全体の管理責任を負うものとし、その維持管理に必要な費用は賃借人の負担とします。

以下余白

問合せ先

堺市 消防局 予防部 総合防災センター

〒587-0003　堺市美原区阿弥１２９番地４
堺市総合防災センター　防災啓発施設１階
電話番号（直通）　０７２－３６３－２２７４
ファックス番号　０７２－３６３－２２２８
メールアドレス　shobouse@city.sakai.lg.jp

▶堺市ホームページ（https://www.city.sakai.lg.jp）から閲覧する場合は、次の順にクリックしてください。

トップページ上部の「くらし・手続き」

⇒「防災・災害・消防」

⇒「消防関連」

⇒「事業所の方へ」

⇒「入札案件情報」

市有地等の売却・貸付情報メールマガジン

次回以降に市有地等の売却・貸付を行う際、
メールマガジンの登録者に一般競争入札などのスケジュールを配信します。
登録ページは上記「公売・公募」⇒「市有地等の売却・貸付等情報メールマガジン」をご確認ください。